

第76号議案

神戸高齢者総合ケアセンター条例を廃止する条例の件

神戸高齢者総合ケアセンター条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成30年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸高齢者総合ケアセンター条例を廃止する条例

神戸高齢者総合ケアセンター条例（平成8年10月条例第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

神戸高齢者総合ケアセンターを廃止するに当たり、条例を廃止する必要があるため。